

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議 題	議題1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度に関する事（作成） (2) 国民年金制度の普及に関する事（各種届出受付事務）（変更） (3) 障害児（者）の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関する事（作成） (4) 重度障害者の医療費の助成に関する事（変更） (5) 高齢者の福祉政策の企画、調査研究及び調整に関する事（災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援に関する事務）（変更） (6) 介護給付費等の支給決定に関する事（自立支援医療（精神通院医療）に関する事務）（変更） (7) 介護給付費等の支給決定に関する事（自立支援医療（更生医療）に関する事務）（変更） (8) 介護給付費等の支給決定に関する事（障害福祉サービス等の支給決定に関する事務）（変更） (9) 重度障害者の医療費の助成に関する事（変更） (10) ひとり親家庭等医療費助成に関する事（変更） (11) 小児の医療費の助成に関する事（変更） (12) 養育医療の給付等に関する事（変更） (13) 小児の医療費の助成に関する事（変更） (14) 母子保健事業に関する事（産前・産後ヘルパー事業）（作成） (15) し尿の収集及び浄化槽清掃に関する事（変更） (16) 災害時のための人工呼吸器装着児者の名簿管理に関する事（作成） 議題2 情報公開請求に係る存否応答拒否事例について 議題3 保有個人情報等に係る事故・不祥事に関する報告について 議題4 令和5年度茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について 議題5 その他
日 時	令和6年10月30日（水）14時00分から16時30分まで
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	委員 阿部委員（会長）、齋藤委員、佐藤委員、楡井委員、橋本委員 議題1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 地域福祉課（瀧田課長、下村課長補佐）

	(2) 保険年金課（前田課長、山崎課長補佐） (3) 障がい福祉課（鈴木課長、荒井課長補佐、大八木課長補佐） (4) 障がい福祉課（鈴木課長、大八木課長補佐） (5) 高齢福祉課（松尾課長、植手課長補佐） (6)から(9)まで 障がい福祉課（鈴木課長、大八木課長補佐、前田課長補佐） (10)から(13)まで こども政策課（樋口課長、藤田課長補佐、石川課長補佐） (14) こども育成相談課（鈴木課長、森主幹、久布白課長補佐） (15) 環境保全課（添田課長、守瀬課長補佐、三留主事） (16) 地域保健課（臼井課長、吉永主幹、菅主査） 議題2 情報公開請求に係る存否応答拒否事例について 地域保健課（臼井課長、小室課長補佐、湯上主査） 議題3 保有個人情報等に係る事故・不祥事に関する報告について （※ 今回の報告は延期とし、次回審議会でも報告することとした） 議題4 令和5年度茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について 議題5 その他 事務局 行政総務課 小島課長、末永課長補佐、小林副主査、大曾根主任、田口主任
会議資料	別紙
会議の公開・非公開	一部非公開
傍聴者数	0名

（会議の概要）

※ 会議の冒頭で事務局から、議題３の担当課である選挙管理委員会事務局が事務の都合で今回の審議会に出席できないことから、議題３についての報告は次回審議会に延期する旨、報告があった。

議題１ 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

事務局より、個別の議題に先立ち、個人情報取扱事務登録票の「収集の相手方及び方法」欄の記載形式について次のとおり報告があった。

これまで収集の相手方について、保護者や成年後見人から収集する場合は本人の代理であるため、「本人」として記載していた。しかし、前回の会議で挙げた「市民の視点からわかりやすくするため、保護者等からの収集は明確に記載すべき」という御意見を踏まえ、事務局で考え方を整理した。

「収集の相手方及び方法」欄では、本人以外の第三者から個人情報を収集する場合、「保護者から〇〇により収集」「成年後見人から△△により収集」のように、具体的に記載することとする。

また、この方針に従い、福祉やこども育成関係の部署が所管する登録票についても見直しを行い、必要な修正を行うこととする。

【質疑応答】

なし

(1) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度に関すること（作成）

【事務担当課からの報告】

地域福祉課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

令和６年１１月より「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」が始まり、本市においても、県と協力して、本制度の利用を希望する者から氏名、住所、電話番号、生年月日及び交付区分に応じた確認書類等の個人情報を収集し、利用証の交付及び交付状況の管理を行う必要が生じたため、個人情報取扱事務の新規登録をするものである。

障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）は、障害者等用駐車区画の適正な利用を推進するため、当該駐車区画を利用できる者（障害等により歩行が困難又は移動に配慮が必要な者）を明確にし、利用証を交付する制度である。市は、県と協力して、本人等から氏名、住所、電話番号、生年月日及び交付区分に応じた確認書類等の個人情報を収集し、利用証の交付及び交付状況の管理を行う。個人情報の収集先及び収集の方法は、本人又は代理人から、文書により収集する。本制度を利用できる者は、障がいを抱えている者や介護が必要な者、妊産婦やけが人など、歩行が困難又は移動に配慮が必要な者であるため、収集する課は、障がい福祉課、保健予防課、地域保健課、介護保険課、こども育

成相談課、地域福祉課の6課である。そのため、「事務担当課」は、その6課とし、個人情報の提供先は本制度を所管する神奈川県である。

事務の開始日は、令和6年11月1日からを予定している。

【質疑応答】

○ 神奈川県への提供方法については、電子メールによることとされているが、要配慮個人情報を含む内容についても電子メールにより送付することとなるため取扱いには十分留意されたい。

→ 承知した。

○ 登録票の「個人情報の項目名」に、「公的制度利用状況」とあるが、これは具体的にはどのような内容か。

→ 障害者手帳の等級や介護サービスの利用状況等により、利用証の交付区分を決定するので、これらについて「公的制度利用状況」を取り扱うとしている。

(2) 国民年金制度の普及に関すること（各種届出受付事務）（変更）

【事務担当課からの報告】

保険年金課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

このたび変更する登録票の「事務の名称」は「国民年金制度の普及に関すること」であり、国民年金法に基づき国民年金事業を行うことを目的として、対象者の個人情報を取り扱っているものである。本件の変更は、障害基礎年金請求に関する相談記録について、これまで紙帳票により管理していたが、令和6年6月20日より電子帳票管理に変更し、特定の保有個人情報を容易に検索できるようにするためである。登録票における変更の内容としては、個人情報の項目名の追加、要配慮個人情報の取扱いの追加、収集の相手方及び方法、提供する項目について追記するものである。

なお、資料16ページの「変更前」「変更後」の新旧対照表に一部訂正がある。収集の相手方及び方法の変更後、④「本人からの聴取」を「本人、代理人からの聴取」に訂正をお願いする。

また、提供する項目の「変更後」の部分を「個人情報の項目名すべて」に訂正をお願いする。

【質疑応答】

○ 登録票の「収集の相手方及び方法」と個人情報ファイル簿の「記録情報の収集方法」について、①や③は「〇〇システムから収集」のような記載となっているが、システムというのは収集の相手方ではなく手段であるので、収集の相手方にあたる機関の名称などが特定できるのであれば、明確に記載すべきである。

→ 御指摘のとおり修正する。

(3) 障害児(者)の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること（作成）

【事務担当課からの報告】

障がい福祉課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

市が委託する訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所の看護職員等が、一時的に家族に代わって医療的ケア児を自宅で看護する茅ヶ崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施するため、登録者の個人情報に係る登録簿を作成した。在宅の医療的ケア児の家族等の休息時間の確保や介護負担の軽減を図るため、医療的ケア児の自宅で訪問看護サービスを提供することを目的とする。医療的ケア児の保護者から申請を受け、申請月から年度末までの月数に4時間をかけた時間数だけ利用が可能とし、年度で最大48時間の利用を上限とする。個人情報の取扱いについては、利用申請の際に、基本情報として「氏名」「住所」「電話番号」「生年月日」「続柄」「家族状況」「病歴」「心身の機能の障害」「公的制度利用状況」を登録する。

なお、本事務については令和6年10月1日より取扱いを開始している。

【質疑応答】

○ 登録票の「個人情報の項目名」に「公的制度利用状況」とあるが、この制度を利用するにあたり、何らかの制度の利用状況を確認する必要があるということか。

→ 医療的ケア児の看護にあたり、医療的ケアの利用状況や訪問看護ステーションや放課後等デイサービスの事業の利用状況を確認するものである。

○ 要配慮個人情報を含む個人情報を取扱うため、十分留意して事務にあたっていただきたい。

(4) 障害児(者)の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること（災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援に関する事務）（変更）

(5) 高齢者の福祉政策の企画、調査研究及び調整に関すること（災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援に関する事務）（変更）

【事務担当課からの報告】

障がい福祉課及び高齢福祉課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

個人情報取扱事務登録票の変更について、議題1(4)及び(5)は、障がい福祉課と高齢福祉課がそれぞれ行う避難行動要支援者への個別避難計画の作成に関する同様の案件であるため、一括して報告する。

事務の概要について説明する。このたび変更する登録票の「事務の名称」は「障害児(者)の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること（災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援に関する事務）」であり、災害対策基本法に

基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た方について、平常時から自治会や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に、年2回、避難行動要支援者名簿を提供することにより、平常時には日頃の声掛け等の見守りや防災訓練の実施に活用し、災害発生時等には避難支援や安否確認を行うことを目的とし、避難行動要支援者等の個人情報を取り扱うものである。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務となった個別避難計画の作成について、本市では令和6年12月より実施するにあたり、個別避難計画を作成する福祉事業者への避難行動要支援者の情報を必要に応じて提供するとともに、避難行動要支援者への避難支援等を実施する支援者の情報を収集することとなった。

なお、本市における個別避難計画の様式については、現在、最終的な調整を行っているが、記載内容としては、避難行動要支援者の氏名、住所等のほか、避難支援等を実施する者や避難先等を記載するものとなる。

登録票における変更の内容としては、変更事項の欄にあるとおり、「個人情報を取り扱う根拠法令等」の欄の要綱の名称を変更し、「取り扱う個人情報の範囲」の欄に「支援者」を追記する。また、「個人情報の項目名」の欄に「支援者の情報」を追加し、「収集の相手方及び方法」の欄に「支援者」を追記、「提供先」の欄に「福祉事業者」を追記、「使用する個人情報記録」の欄に「個別避難計画」を追記するものである。

冒頭に述べたとおり、高齢福祉課が所管する議題1(5)「高齢者の福祉政策の企画、調査研究及び調整に関すること（災害時における要配慮者及び避難行動要支援者に関する事務）」も同様に登録票を変更するものである。

なお、高齢福祉課の個人情報ファイル簿について、1点訂正をお願いする。「個人情報ファイル簿の利用目的」について、「避難行動要支援者の登録を管理するため」とあるが、「避難行動要支援者、家族等及び支援者」の記載が漏れていたため、訂正をお願いする。

【質疑応答】

- この事務は、情報の提供先が警察署や自治会などを含め、かなり多くの提供先が挙げられているが、記載される個人情報はかなり秘匿性の高い情報も含まれるものと思われる。例えば「警察署には教えたくない」という対象者もいることも想定されるが、本人がその提供先を選ぶことは可能なのか。
- 確かにこの避難計画のなかには、日中の過ごし方等、プライバシーの高いことも書かれているが、市としては、必要な範囲で、避難支援等関係者に共有していただきたいと考えている。
- 個別避難計画の内容については、定期的に最新の情報に更新されるのか。
- この避難計画の対象となるのは、障がい者と高齢者でそれぞれ特性が異なる。12月から事務に着手することとなるが、実際にこの個別避難計画を使用する必要があるときに、記載された情報が古くなって使用できないといったことがないよう、御指摘の点については今後検討していく。
- いざというときに役立つよう、個人情報の取扱いに留意しつつ事務を進められたい。

- 障がい福祉課の個人情報ファイル簿の名称が「避難行動要支援者の登録管理」とされているが、高齢福祉課と合せ、「避難行動要支援者ファイル」と統一すること。
 - 高齢福祉課の個人情報ファイル簿の「個人情報の利用目的」の記載について、障がい福祉課と合わせ、「避難行動要支援者、家族等及び支援者の登録を管理するため」と統一すること。
 - 個人情報ファイル簿の登録については、今回指摘した点を整理した上で改めて報告されたい。
- 承知した。

- (6) 介護給付費等の支給決定に関すること（自立支援医療（精神通院医療）に関する事務）（変更）
- (7) 介護給付費等の支給決定に関すること（自立支援医療（更生医療）に関する事務）（変更）
- (8) 介護給付費等の支給決定に関すること（障害福祉サービス等の支給決定に関する事務）（変更）
- (9) 重度障害者の医療費の助成に関すること（変更）
- (10) ひとり親家庭等医療費助成に関すること（変更）
- (11) 小児の医療費の助成に関すること（変更）
- (12) 養育医療の給付等に関すること（変更）
- (13) 小児の医療費の助成に関すること（変更）

【事務担当課からの報告】

障がい福祉課及びこども政策課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

個人情報取扱事務登録票の変更について、議題 1 (6) から (13) までは、マイナンバーカードの健康保険証利用への移行に関する同様の案件となるため、一括して報告する。(6)「介護給付費等の支給決定に関すること（自立支援医療（精神通院医療）に関する事務）」を例に説明する。

まず、事務の概要について説明する。このたび変更する登録票の「事務の名称」は「介護給付費等の支給決定に関すること（自立支援医療（精神通院医療）に関する事務）」であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき医療費の支給を行うことを目的として、受給者等の個人情報を取り扱っているものである。本件については、これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、令和 6 年 1 2 月 2 日からのマイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証への移行に伴い、医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集することとなったものである。

登録票における変更の内容としては、医療保険者等より個人情報を収集することについて、変更事項の欄にある「収集の相手方及び方法」の欄に「医療保険者等」を追記する。

また、冒頭で述べたように、以下の議題1(7)から(13)までについても同様に「収集の相手方及び方法」の欄に、医療保険者等から情報提供ネットワークシステムによる収集を追記する旨の変更を行うものである。

なお、一点、資料の訂正をお願いする。議題1(8)の個人情報ファイル簿の「記録情報の収集方法」について、「③全国の都道府県及び他市町村から情報提供ネットワークシステムにより収集」とあるが、登録票と同様「③医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集」が正しいものとなる。

【質疑応答】

- 「健康保険情報」というのは、具体的にどのような情報を収集するのか。
- 対象者の加入している健康保険の保険者を把握するため、健康保険の加入情報を確認するものである。
- 障がい福祉課に伺うが、(6)(7)(8)の登録票の「個人情報の項目名」にある「納税状況」というのは、具体的にはどういったものを想定しているのか。
- また、(8)の登録票にだけ、要配慮個人情報として「犯罪の経歴」や「刑事事件に関する手続」などにチェックがされているが、これについてはどのような理由なのか。
- 「納税状況」については、市民税の課税状況によって月額負担上限額を設定するため、納税状況の確認をしているものである。
- また、(8)の登録票にある「犯罪の経歴」等については、犯罪の経歴等がある方が、医療少年院や医療刑務所から直接障害福祉サービスに繋がってくるケースなどがあり、こうした経歴の有無により障害福祉サービスの報酬が変わってくることがあるため、収集しているものである。
- 障がい福祉課の登録票には、「個人情報の項目名」の「その他の項目欄」で「健康保険情報」という項目を取り扱うこととされているが、こども政策課の登録票にはその旨の記載がないため、行政総務課に統一的な記載ルールを確認の上、両課で統一を図ること。
- (6)及び(7)の登録票の「個人情報を取り扱う目的」の記載が「自立支援医療受給者の管理のため」となっているが、「自立支援医療受給者情報の管理のため」とした方がより適切ではないかと思われるので修正すること。
- こども政策課の登録票のうち、(11)と(13)が同じ「小児の医療費の助成に関すること」となっているため、かっこ書きで根拠法令を追記するなど、分かりやすく表記すること。
- 御指摘を踏まえ、それぞれ登録票を修正する。

(14) 母子保健事業に関すること（産前・産後ヘルパー事業）（作成）

【事務担当課からの報告】

こども育成相談課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

母子保健事業及び産前・産後ヘルパー事業に関する個人情報取扱事務登録票の作成について報告する。本事業は令和6年度からの国の新たな補助金を活用して7月から開始され、新たに登録票を作成するものである。核家族化の進行や共働きの定着など社会情勢の変化に伴い、社会全体で子育てを支援する必要性が生じており、本事業はそのような社会情勢を受けて取り組んでいる事業の一つである。

妊娠中又は出産後に心身の不調等により家事や育児を行うことが困難な方に対して、派遣費用の一部を負担するなど、ヘルパーを利用しやすいようにする。この制度により、専門的な知識を有する方や子育て経験が豊富な方がヘルパーとして家事や育児の支援を行い、妊産婦の身体的及び精神的な負担を軽減することを目的とする。対象は妊婦及び出産後6か月未満の産婦であり、産前20回、産後20回の利用が可能である。なお、多胎児の場合は、産後の利用が40回までとしている。

この事務においては、派遣の可否を決定するにあたり、対象者の氏名や住所のほか、収入状況、出産予定日、健康状態等の個人情報を取り扱う。また、派遣可否の決定やより良い支援のため、病歴や健康診断等の結果などの要配慮個人情報も取り扱う。これらの個人情報は、本人から文書により収集する。

【質疑応答】

○ 個人情報の項目名について、「納税状況」及び「学業・学歴」を取り扱うこととされているが、それぞれどういう理由によるものか。

→ 「納税状況」については、課税世帯か非課税世帯かにより利用料金が異なるため、その確認を行うものである。「学業・学歴」については、その課税情報が本市にある世帯だけではないため、当該世帯の構成員が働いている方なのか、学生なのかによって課税調査の対象となるのか否かを確認するためと、もうひとつは、ヘルパー業務には兄弟児の送迎手伝い等も含まれるため、世帯に属する他の子どもの保育園等の情報も取り扱うこととなるためである。

○ 「収集の相手方及び方法」に「本人から文書により収集」とあるが、生まれてきた子どもの情報も扱うことになるので、冒頭で事務局から説明のあったように、「本人」に加えて「保護者」からの収集も追記すべき内容であると思われるので、修正いただきたい。

→ 承知した。

(15) し尿の収集及び浄化槽清掃に関すること（変更）

【事務担当課からの報告】

環境保全課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」及び「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づき、し尿の収集業務及び浄化槽清掃業務を行うことを目的として、申込者及び家族の個人情報を取り扱っている。本件については、浄化槽法により毎年1回行うこととされて

いる浄化槽の清掃を新しく一度申し込むことで、年に1回の周期で作業を行う定期予約申込みを令和6年11月1日から開始する予定である。

定期的な清掃を実施するにあたり、申込書に氏名や住所等の情報が必要であるため、従前から電話等により汲み取り希望者から個人情報を収集していたが、提出方法にこれら以外を設定するため、個人情報の収集方法を変更する。登録票における変更の内容は、文書により個人情報を収集することについて、変更事項の欄にある「収集の相手方及び方法」の欄に文書を追記する。

【質疑応答】

- 取り扱う個人情報の項目に「家族状況」があるが、これは具体的にはどのような情報を何の目的で取り扱うのか。
 - し尿の汲み取りにおいては、その対象世帯の人数に応じて汲み取り料金を決定するため、申込みの際に世帯の居住人数を聞き取るものである。
- 登録票の統一的な記載ルールとして、「家族状況」に世帯の居住人数が含まれるか確認し、適切な記載に改める必要があれば修正されたい。
 - 承知した。
- し尿の収集と浄化槽清掃というのは、業務としては別々の業務になるのか。
 - 汲み取り式便所のし尿を汲み取るのと、浄化槽で処理された後の汚泥を汲み取るという違いがある。なお、市街化調整区域には基本的には上下水道がないため、浄化槽に接続されている。対象となる人数は1,000人以上であるため、本件については個人情報ファイル簿も作成しているものである。

(16) 災害時のための人工呼吸器装着児者の名簿管理に関すること（作成）

【事務担当課からの報告】

地域保健課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

災害時のための人工呼吸器装着児者の名簿を電子帳票で関係各課と平時から情報共有及び管理を行い、発災時に対象児者の避難状況の確認や医療機関搬送時に活用するため、登録票を新たに作成するものである。

個人情報の取扱いについては、「氏名」「国籍」「住所」「電話番号」「生年月日」「年齢」「性別」「続柄」「家族状況」のほか、更に「病歴」「心身の機能障害」「健康診断の結果」「医師等による指導・診療・調剤」を登録する。個人情報の収集先及び収集の方法は、本人又は家族から関係各課の担当者が文書や口頭で聴き取り収集するものとする。また、個人情報を利用する範囲は、事務担当課の障がい福祉課、高齢福祉課、こども育成相談課、地域保健課、保健予防課である。その他、本人からの同意に基づき、本人を平時から支援する関係機関へ名簿の内容に関する情報を提供する。なお、災害・緊急時には関係機関以外にも、例えば電源確保のため他自治体の施設等や、搬送先病院などに名簿の内容を提供

することが想定される。本件は、令和6年11月1日から開始する予定である。

【質疑応答】

- この名簿は、災害時に他の機関等に提供することが既に想定されているのか。経常的な提供先として、登録票に記載する必要はないか。
- 平常時には経常的に外部機関等へ提供することが想定されておらず、あくまで災害時にのみ提供するものであるため、提供先の項目には記載していないものである。
- 今後開始される事務であるとのことだが、現在までの間、例えば台風などの災害により電力が供給されないような事態になった際には、人工呼吸器を装着されている方への支援はどのようにされてきたのか。
- これまでは、基本的には自身で平時からバッテリー等の電源を確保いただくよう案内していたところである。ただ、中学校・小学校などの避難所にはバッテリーが確保されている。
- 先ほどの議題1(4)及び(5)では、「個人情報の項目名」の「その他の項目」欄に、「支援者の情報」にチェックがあったが、本件についても、取り扱う個人情報の範囲を見ると、支援者の情報も取り扱うこととなるのか。
- 平時から関わっている介護関係の事業所や医療機関、在宅訪問する医師等の情報も収集する想定であるため、御指摘のとおり、「その他の項目」に「支援者の情報」を追記する。

議題2 情報公開請求に係る存否応答拒否事例について

地域保健課から、行政文書の存否を明らかにせず行政文書の非公開決定を行った事案について報告があった。

※ 議題2の質疑応答において「個人に関する情報で、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれる内容があったため、会長から、議題2の会議録については非公開とすることが審議会に諮られ、了承された。

議題3 保有個人情報等に係る事故・不祥事に関する報告について

(※ 次回審議会に延期)

議題4 令和5年度茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

事務局から、資料「令和5年度 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」に基づき、次のとおり報告があった。

行政文書の公開請求については、市が保有する行政文書の閲覧や写しの交付を求めることができる制度である。令和5年度の請求件数は71件で、令和4年度と比較し

て30件減少した。

非公開や一部公開の処分に対して、公開請求者が不服である場合は、行政不服審査法に基づき審査請求が可能である。審査請求の状況については、資料15ページから23ページに記載されている。

また、個人情報の保護制度の概要については資料25ページに記載している。令和5年度から個人情報保護制度が国の個人情報保護法に一元化され、個人情報保護委員会による施行状況調査が開始された。本市が個人情報保護委員会に対して回答した調査票については、資料26ページから36ページに掲載している。

個人情報ファイルについては、資料27ページに掲載している。個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であり、保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものである。本市で保有している個人情報ファイルは152件で、そのうち79件が要配慮個人情報を含むファイルである。

次に、個人情報開示請求については、資料37ページに掲載している。個人情報開示請求とは、市が保有している個人情報のうち、自分自身の情報の開示を求めることができる制度である。令和5年度は27件の請求があった。詳細な請求内容については、資料39ページから40ページに記載されている。令和5年度には、個人情報に関する審査請求はなかった。

【質疑応答】

○ 行政文書の公開請求及び個人情報開示請求に係る個別の事案について伺う。

1点目は、13ページ項番57について、女性のための法律基礎講座の企画書や当日配布資料を対象とする行政文書公開請求に対して、一部公開決定とされ、非公開事由は第1号、第2号及び不存在とされているが、どのような理由から一部公開決定とされたのか。

2点目は、40ページ項番25及び26について、診療報酬明細書等の個人情報開示請求に対して、一部開示決定とされ、非開示事由は第2号、第3号及び第7号とされている。第2号については、病院関係者の個人に関する情報と思われるが、第3号や第7号該当との判断に至った理由について伺う。

→ 御質問いただいた内容について順にお答えする。

まず1点目、行政文書公開請求のうち13ページ項番57について、個人に関する情報として1号該当としたものは、女性のための法律基礎講座の企画書中の個人メールアドレスや担当者氏名であり、法人に関する情報として2号該当としたものは、当該講座を実施した組織の内部情報である連絡先やメールアドレスである。

また、不存在としたものは、講座で講師が使用した当日配布資料についてであり、当該資料は担当課で行政文書として収受したものではなく、行政文書公開請求の対象外として不存在としたものである。

2点目の診療報酬明細書等の個人情報開示請求について、法人に関する情報として第3号該当としたものは、医療機関の口座情報である。

また、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして第7号該当としたものは、嘱託医の印影である。嘱託医の印影を開示すると本市で審査業務を委託している嘱託医の特定に繋がるが、これを開示すると今後嘱託医への審査の委託業務が難しくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるため、第7号該当としたものである。

議題5 その他

事務局から、次回審議会について令和7年2月頃の開催を予定しており、後日日程調整を行う旨の報告があった。